

**市内に不足する病床機能を充実させます**  
～病床整備事前協議の実施に伴う優先配分病床機能の事前公表～

病院や診療所に病床の設置又は増床をするときは、開設許可等の申請の前に病床整備の申出(事前協議)を行い、病床の配分を受けることが必要です。

平成 25 年 3 月 31 日現在、横浜市では、横浜北部二次保健医療圏で、既存病床数が「神奈川県保健医療計画」(平成 25 年 3 月改定)で定める保健医療圏ごとの基準を下回ったため、事前協議を受け付けることとしました。

○ 平成 25 年度に募集する地域及び病床数

募集する地域 (二次保健医療圏)	募集する病床数
<b>横浜北部二次保健医療圏</b> ( 鶴見区・神奈川区・港北区 緑区・青葉区・都筑区 )	<b>482 床</b>



\* 横浜西部保健医療圏及び横浜南部保健医療圏については、既存病床数が基準病床数を上回っているため、募集を行いません。

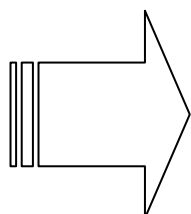
<<横浜市として優先的に配分する病床機能>>

- 1 療養病床
- 2 緩和ケア
- 3 新生児集中治療室 (NICU)・新生児治療回復室 (GCU)
- 4 小児集中治療室 (PICU)

<<優先的に配分する病床機能とは>>

横浜市では、市内に不足する病床機能等に対して優先的に病床を配分するという考え方により、あらかじめ優先配分を行う病床機能を公表して事前協議を受け付ける方法を平成 18 年度から実施してきました。

平成 18 年度から平成 24 年度実績



病床機能	配分病床数
療養病床	559 床
緩和ケア	20 床
産科・周産期医療病床等	105 床

このように優先的に配分を行ってきましたが、**全国平均や目標値と比較すると、まだ本市において不足している状況にあり、引き続きこれらの病床に優先的に配分を行うこととします。**

◎ 人口10万人あたりの療養病床数と病床利用率

	人口10万人あたりの病床数（床）		病床利用率（％）	
	総数	療養病床	総数	療養病床
横浜市	748.1	96.9	81.1	92.8
神奈川県	815.1	145.6	80.6	91.0
全国	1238.7	258.3	81.9	91.2

出典【人口10万人あたりの病床数】平成23年医療施設調査（厚生労働省）  
【病床利用率】平成23年病院報告（厚生労働省）

◎ 緩和ケア病床の状況

（平成24年10月1日現在）

	人口100万人あたりの施設数	人口10万人あたりの病床数
横浜市	1.6	3.1
政令指定都市	2.8	5.6
全国	2.0	4.0

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター、日本ホスピス緩和ケア協会、病院ホームページ、総務省統計局人口推計資料を参考に作成

◎ 周産期医療・小児救急の目標

- 横浜市における保健医療分野の施策を総合的に体系づけた指針である「よこはま保健医療プラン2013」の中では、新生児集中治療室（NICU）については、現状87床のところ92床を整備目標としています。
- また、神奈川県保健医療計画においては、高度な専門医療を提供する小児集中治療室（PICU）を有する病院の拠点整備など重篤な小児患者の医療を提供する体制の整備が必要としています。

◆ 申出資格

- 病院の開設又は病院の病床数の増加を希望する者
- 診療所の病床の設置又は診療所の病床数の増加を希望する者
- 原則として平成26年11月30日までに病院等の開設許可（変更許可）申請を行う事業計画であること。（開設予定者の方にヒアリング等を行い、事業計画の内容について確認させていただきます。）

◆ 申出期限

平成25年12月27日まで

※ 申出期間中に事前相談を行います。（要予約）

※ スケジュールや申出にあたって必要な事項は、健康福祉局ホームページに掲載します。

◆ 申出先

横浜市健康福祉局医療政策課（市庁舎7階） 電話：045-671-2993

お問合せ先

健康福祉局医療政策課長 魚本 一司 Tel 045-671-2438